



専決第 1 号

専決処分書

令和 6 年度日の出町下水道事業会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり
専決処分する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

日の出町長

田村みさ子

（理 由）

財政融資資金地方長期資金等の企業債借入における長期貸付利率が引き
上げられたため、企業債の利率を 2. 0 % 以内から 2. 1 % 以内に改める
必要が生じたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第
1 項の規定に基づき、専決処分を行う。

令和6年度日の出町下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度日の出町下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（企業債）

第2条 令和6年度日の出町下水道事業会計予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次とおり補正する。

（追加）

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道 事業債 （予算の繰越分）	千円 30,100	証書借入 又は 証券発行	2.1%以 内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場 合、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率）	借入のときから 据置期間を含め 40年以内に元 金均等又は元利 均等償還する。 ただし、町財政 の都合により償 還年限を短縮 し、又は低利債 に借換えするこ とができる。
合 計	30,100			

令和7年3月21日

日の出町長 田村みさ子